

↳ リース取引と消費税

Q : 今年度の税制改正で、所有権移転外リース取引が売買取引になりましたが、消費税の取扱いはどのようになるのですか？

A : リース資産の引渡し時に資産の譲渡があったものとして仕入れ税額控除が受けられます。

【解説】

すでにご承知のとおり、今年度の税制改正において、所有権移転外リース取引は、平成20年4月1日以後に締結するものから売買取引として取り扱うこととなりましたのが、法人税においては、借り手がリース取引について賃借処理を行った場合には、償却費として損金経理を行った額に含めることができるとなっており、事実上、リースの賃借処理も認められることとなっています。

ここで気になるのは消費税の取扱いですが、これについては、会社の経理処理に関わらず、リース資産の引渡し時にリース料総額に対する消費税の仕入税額控除が受けられることとなっています。

したがって、売買取引処理をしているところはいいのですが、賃貸処理をしたところについては、総額が資産計上されてないため、決算時には、リース料の総額に対する消費税額を求めるなどして、仕入税額控除の計算をしなければなりません。

この点、忘れず、注意しなければなりません。

